

世田谷区住まいの防犯対策サポート事業に係る補助金事前確認書

申請者名 _____

代理申請者名 _____

○世田谷区住まいの防犯対策サポート事業に係る補助金交付申請書兼請求書（第1号様式第6条関係）（以下「申請書」という。）と合わせてご提出ください。（内容をご確認の上、チェック欄にチェックマーク☑の記載をお願いします。）

○申請の内容について、地域生活安全課より問い合わせする場合があります。

○補助金の振込は、概ね3ヶ月程度かかる見込みです。

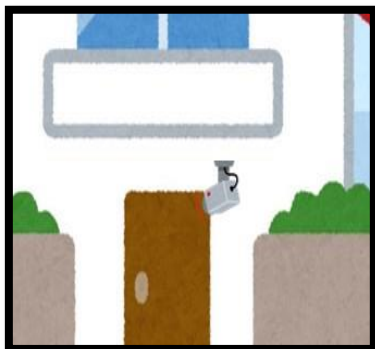
提出書類・確認事項		チェック欄
1	本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード（表面）、各健康保険の被保険者証や資格確認書、介護保険証等） ※代理申請の場合は、申請者及び代理申請者両方提出が必要です。	
2	防犯設備及び防犯物品購入に係る領収書等の写し ※宛名、購入日、商品名、領収金額、領収日、販売店の名称がわかるもの。 ※領収書の宛名は申請者ご本人の名義でなければ申請できません。	
3	設置等の工事を実施した場合は、宛名、工事日、工事の内容、費用、領収日、施工業者の名称、が記載された書類を提出してください。 ※領収書に記載されている場合は不要です。	
4	口座情報の確認書類の写し（銀行名、支店名、口座名義人、口座番号がわかるもの）	
5	防犯設備（防犯カメラ、録画機能付きインターホン） <u>設置後</u> の写真（防犯カメラは寄り、引きの2種類） ※裏面の例を参考に撮影してください。	
6	購入した防犯設備等は申請者が使用し、転売・譲渡等を目的としていません。	
7	購入した防犯設備等は自宅へ設置しています。（店舗や事務所部分へは設置していません。）	

8	世田谷区より、現地調査等の求めがあった場合には、これに応じます。	
9	補助金交付後、補助要件を満たしていないこと又は虚偽の申請等の不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、交付決定を取り消し、区の指示に従い速やかに補助金を返還します。	
10	暴力団関係者（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成 24 年 12 月 世田谷区条例第 55 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。）及びその者が属する世帯及び関係者ではありません。	
【以下 11 については、共同住宅や賃貸住宅にお住まいの方で、工事を伴う防犯設備等を購入した方はご確認ください。】		
11	<u>賃貸住宅にお住まいの方で工事を伴う防犯設備等を購入した方は</u>管理者または所有者等からの同意書（申請書裏面）を必ずご提出ください。 ※<u>自己所有の共同住宅にお住まいの方で工事を伴う防犯設備等を購入した方は</u>、管理組合の規約等をご確認の上、必要に応じて調整を行ってください。	
【以下 12 から 14 については、カメラ機能の付いている機器（防犯カメラ及び録画機能付きインターホン設置など）を申請する場合にチェックをしてください。】 （設置工事の有無にかかわらずご確認ください。）		
12	設置場所は、申請者の敷地内です。	
13	撮影範囲は申請者の敷地内であり、やむを得ず撮影範囲に敷地外が入る場合は、撮影範囲内の住宅等の居住者又は所有者等に事前説明を行い、同意を得ています。	
14	【共同住宅にお住まいの方】他の住人のプライバシーに配慮して設置しています。他の住人が映り込む場合は、管理者又は管理組合等に事前説明を行い、同意を得ています。	

【防犯設備（防犯カメラ、録画機能付きインターホン）設置後の写真の例】
防犯カメラ（寄り） 防犯カメラ（引き） 録画機能付きインターホン



（撮影範囲の 50％程度が
カメラ本体となるよう
に撮影してください。）



（撮影範囲の 10％程度が
カメラ本体となるよう
に撮影してください。）



（本体の設置状況が
わかるように撮影して
ください。）